改正後	改正前
三　その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）（主務大臣の指定するものに限る。）	三　その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五号において同じ。）に上場されている株式会社が発行する社債（前号に掲げるものを除く。）又は約束手形（同条第一項第十五号に掲げるものをいう。）（主務大臣の指定するものに限る。）
四～五　［略］	四～五　［略］
六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託又は貸付信託の受益証券	六　証券投資信託又は貸付信託の受益証券
七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券（その有する資産を主として不動産等に対する投資として運用することを目的として設立された同条第十二項に規定する投資法人が発行したものに限る。）	［新設］
2　前項第七号に規定する「不動産等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権、同条第八号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第三号から第五号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第八号に規定する契約に係るものに限る。）及び信託の受益権（同条第三号から第五号までに掲げる資産のみを信託する信託に係るものに限る。）とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

経済産業大臣　齋藤　健

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第三（第二条関係）		**別表第三**（第二条関係）	
接頭語	記号	接頭語	記号
クエタ	Q	［新設］	［新設］
ロナ	R	［新設］	［新設］
ヨタ	Y	ヨタ	Y
［略］	［略］	［略］	［略］
ヨクト	y	ヨクト	y
ロント	r	［新設］	［新設］
クエクト	q	［新設］	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。